

高松市リスクマネジメント体制全庁モニタリング報告書の概要

高松市リスクマネジメント体制整備要綱に基づき、全庁モニタリング報告書の概要を公表するものです。

1 リスクマネジメント体制の整備及び運用について

高松市においては、「高松市リスクマネジメント体制整備要綱」（令和2年5月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、高松市長をリスクマネジメント最高責任者とし、事務の管理及び執行が、法令等に適合し、かつ適正に行われることを確保するために必要な体制の整備を行っています。

リスクマネジメント体制の運用は、各所属による不祥事撲滅推進プログラム作成と実施、毎月2回のリスクマネジメント会議実施及び月1回のリスクマネジメント報告（局別報告書）、局別報告書に基づく月1回の全庁リスク報告内容の局長会議における検討、並びに年度末のリスク対応状況のモニタリング等により実施しています。

各所属が作成する不祥事撲滅推進プログラムは、全所属職員に共通する全庁リスク対策項目及び各所属が定める個別リスク対策項目により構成されています。

各所属は、深刻度大とされるリスクを認識した場合や、リスク対応状況のモニタリングにおける協議により再発防止策を変更し、不祥事撲滅推進プログラムに反映することとした場合等に、個別リスク対策項目の内容を改定するとともに、リスクマネジメント最高責任者の指示があり、全庁リスク対策項目が改訂された場合等に、不祥事撲滅推進プログラムの内容を改定しています。

2 手続

令和7年4月1日から8年3月31日までを対象期間とし、モニタリングを実施しました。

まず、各所属において、上記対象期間にリスクマネジメント会議において定めた再発防止策について、現在実施されているか否か、深刻度の変化等により実施内容を変更する必要があるか否か等を協議しました。

この協議の内容に関するモニタリング報告は、リスクマネジメント管理者（所属の課長職にある職員）からリスクマネジメント統括部署（総務局コンプ

ライアンス推進課）に対するモニタリング報告書の提出により行われました。

上記の協議の結果、再発防止策が適切に実施されていないと判明したリスク、又は実施内容を変更する必要があるとされたリスクがある所属については、リスクマネジメント管理者等が改めて不祥事撲滅推進プログラムの点検によるリスクの特定及び特定したリスクの分析、評価及び対応について協議を行った上で、必要な措置を取り、その内容が報告されています。

この報告を受け、リスクマネジメント統括部署は、再発防止策の実施状況、再発防止策が適切に実施されていないと判明したリスク等について講じられた措置の状況等について、書面調査又はヒアリング調査を実施し、リスクマネジメント体制の整備及び運用上の不備の有無を明らかにし、全庁モニタリング報告書を取りまとめ、リスクマネジメント統括責任者（総務局長）に送付し、リスクマネジメント統括責任者は、リスクマネジメント最高責任者に、その内容を報告しました。

3 結果

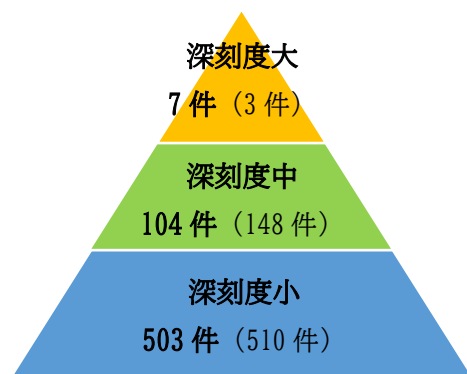
（１） 発生リスクと対策の状況

対象期間中のリスクの発生件数は614件報告されており、深刻度別の内訳で見ると、深刻度大が7件（1.1%）、深刻度中が104件（16.9%）、深刻度小が503件（81.9%）となっています。

（参考）前年度の状況

リスクの発生件数 661件

深刻度大3件（0.5%）、中148件（22.4%）、小510件（77.2%）



リスクレベルの順に、
深刻度大 > 深刻度中 > 深刻度小
※ 括弧書きは前年度

深刻度大と評価されたリスクに対しては、全て再発防止策の実施が決定され、また、適切に実施されていました。

(2) 深刻度大と評価されたリスクの内容と再発防止策

No.	事案の内容	再発防止策
1	発注した工事費の積算を誤った事案。	余裕を持ったスケジュール管理とチェック体制を強化する。 チェック箇所とチェック手順の確認(積算チェックマニュアルの活用)。
2	個人情報を私的利用した事案。	システムにおける職員の操作ログ情報を月ごとに収集し、これを基に、管理職が職員の操作情報管理を行うとともに、職員に対して朝礼や係長会において個人情報の取り扱いに関し啓発を行う。
3	市議会に提出した歳入歳出事項別明細書の説明欄にある細節名を誤った事案。	登録する科目名の整理、議案書チェックリストの作成を行い、議案書チェックは、担当者の確認だけでなく、課内全体で対応することとする。
4	住民基本台帳の閲覧制限の対象者の情報を誤って家族に提供した事案。	保育認定状況の確認に必要な世帯員の状況変化については、異動者本人の状況をシステムで確認し、住民基本台帳の閲覧制限の対象者であるかどうかを目視で確認する。
5	市営駐車場収入に課税される消費税及び地方消費税が未納付だった事案。	消費税等については、紙媒体での通知がなくなったため、年度初めに担当ライン全員のスケジュールに、「e-Taxでの消費税等確認」を入れて、相互確認を行う。
6	業務委託料を期限内に支払をしていなかった事案。	担当者は、業務チェックリストを確認することを徹底し、係長は定例処理のチェックリストを作成し、担当者と相

No.	事案の内容	再発防止策
		互で確認できる体制とする。
7	市の施設を運営する法人と締結した協定に基づく光熱費の支払をしていなかった事案。	異動等で担当者が変更となる場合、重要事項は詳細に書面にまとめ、担当者間で確実に引継ぎを行う。また、担当者与管理職間においても、重要事項の引継ぎや申し送りを徹底し、管理職は重要事項が適切に遂行されているかのチェックや管理を十分に行う。

(3) リスクマネジメント体制の整備及び運用に対する評価

ア 評価の視点

リスクマネジメント体制の不備は、リスクマネジメント体制が存在しない、規定されている方針及び手続ではリスクマネジメント体制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の整備上の不備と、整備段階で意図したようにリスクマネジメントの効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた運用上の不備からなります。

また、整備上の不備のうち重大な不備としては、全庁リスク対策項目に照らして著しく不適切であり、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものが該当し、運用上の不備のうち重大な不備としては、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたものが該当します。

イ リスクマネジメント体制の整備上の不備について

対象期間中のリスクマネジメント体制の整備上の不備については、対象期間中に発生した深刻度大と評価されるリスクが、既に全庁リスク対策項目その他の規定されている方針及び手続において対策が講じられるとともにそれらが適切に適用されているものであったことから、該当する事案はありませんでした。

ウ リスクマネジメント体制の運用上の不備について

対象期間中のリスクマネジメント体制の運用上の不備については、対象期間中に発生した深刻度大と評価される全てのリスクが、既に講じら

れていた全庁リスク対策項目等に基づく対策の効果が得られず、結果として不適切な事項を発生させたものであることから、7件全てが該当するものと認められます。

しかしながら、これらが結果的に大きな経済的・社会的不利益を生じさせたと言えず、重大な不備には該当する事案は認められませんでした。

4 モニタリングの結果

上記のとおり、リスクマネジメント体制の整備及び運用上の不備に該当する事案が認められましたが、これらの事案については、前述のとおり全て再発防止策が講じられ、適切に実施されていました。

以上のことから、リスクマネジメント体制は有効に整備及び運用されていると判断するものです。

5 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和8年9月1日 高松市長 大西 秀人